# 「千葉県自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱」 (平成2年千葉県告示第700号)の一部改正について

#### 1 概要

県では、自然公園区域内等に建築物等を建設する際、法が規定する許可・届出の前に「事前協議」及び「景観等影響調査」を実施する旨を、要綱で定めている。

(本要綱は、全国的なリゾートマンションの建設ブームを背景に、自然公園区域内の景観保護を目的に、平成2年度に制定された。)

景観等影響調査に関連して設置されている専門委員会を、平成28年度末で廃止することに伴い、事前協議制度の改正等にかかる要綱改正を行うため、パブリックコメントを実施した(平成29年3月8日~4月6日)。

#### 2 改正理由

審議会設置根拠が原則として条例となったこと等を受け、「審議会等の抜本的な見直し」により、要綱設置の審議会等について全庁的に見直しが行われ、平成23年度に、開催件数の減少、事務手続きの効率化(学識経験者への個別の意見聴取への変更を想定)等を理由に、景観等影響評価専門委員会を平成28年度末に廃止することとした。

専門委員会の廃止に合わせ、より柔軟かつ多角的な検証が行えるようにすることや運用事例を考慮し対象の見直しをする等所要の改正を行うものである。

### 3 要綱改正の内容(別添新旧対照表のとおり)

- (1) 事前協議の対象の見直し等(改正要綱第2条第4号、第3条第2号)
  - ア 小規模建築物等及び公共事業の除外

小規模建築物及び公共事業を、事前協議の対象から除外する。

\* 小規模建築物 特別地域内:500 m<sup>2</sup>以下の建築物等、

普通地域内:延べ面積1,000 ㎡以下の建築物等

- イ 市町村長等への意見照会(改正要綱第6条) 市町村長及び学識経験者に対し、意見照会を行う。
- (2) 環境調査に関する手続きの簡素化(改正要綱第7条)

要綱で独自に定めた「景観等影響評価」の手続きを改め、自然公園法施行規則等で必要とする調査に改める。

また、景観等影響評価専門委員会を廃止し、案件に応じ学識経験者に意見を聴くこととする。

## (3) 所要の文言の整理

#### 4 施行年月日 公示の日

## 5 その他

本改正に伴い、「自然公園等における建築物等対策協議会運営要領」、「景観等影響評価に係る公聴会開催要領」、「景観等影響評価関係図書に係る縦覧要領」は、公示の日をもって廃止する。

なお、「景観等影響評価専門委員の選任及び専門委員会運営要領」については、平成29年3月31日限りで効力を失い廃止となっている。